

平成 24 年 3 月議会八尾春雄一般質問

八尾第 1 番目の一般質問

10 番、八尾春雄です。

6 項目について、質問いたします。

まず **1 番目**、馬見北 5 丁目地区計画について。

2 月 15 日、都市計画審議会が開催され、馬見北 5 丁目地区計画について、町原案及び付加事項について協議が行われた。付加事項はごく少数の反対者の意見を取り上げた案であり、地権者、特に住民の多数意見ではないため、付加事項をもとにした地区計画案では反対者が一気に増加することになる。また、もともと地区計画制度は、住民が発意すべき性格の制度であるのに、都市計画審議会委員の意見で原案を修正するとなれば、制度の趣旨に反している。また、こうした進め方は、都市計画審議会委員に過重な負担をかけるものである。

①今後の見通しをどのように持っているのか。反対多数となることがわかっている案を住民に強いるのか。

②平成 21 年 2 月 1 日説明会で、町が説明した原案について、竹取の丘さんが継続的に事業を営めるように変更することに、事は町、住民、竹取の丘さんで合意ができています。この変更内容を取り込んだ原案を公告縦覧すべきではないか。

大きな **2 番目**です。

奈良県第二浄化センター汚泥処理について。

県は奈良県第二浄化センターで発生した汚泥をこの地で焼却処分したいとの意向との情報がある。

①事実経過の説明を求めます。

②この地に第二浄化センター設置する場合に、汚泥の焼却処分は行わないことを町は県と協定していたのではないかと。県の意向に対して、どのように対応しようとしているのか。

大きな **3 番目**でございます。

水道事業の見通しについて。

議会に設置された水道事業に関する検討特別委員会の最終報告が 2 月 27 日、3 月議会初日冒頭に行われた。

①平成 24 年度水道事業予算の説明で、本年 10 月から県水 100%に変更する予定とのことだが、議会が特別委員会で、るる検討していることを知りながら、このことを協議しないで勝手に変更することは許されない。

②県水は二部料金制に基づき、値下げの予定と説明しながら、いまだ新価格の提示がな

い。買うことを先に決めて、値段は後から交渉することになり、このようなことでは交渉に値しない。低廉な安い水の確保が困難になるが、この点はどのように検討しているのか。

③現行の浄水施設は、廃棄処分する予定との説明を受けたが、固定資産除却損が発生する。どのような経理処理を行う予定か。

大きな4番目でございます。

公園管理事務所の施設利用について。

サービス公社解散に伴い、見立山公園管理事務所と西谷公園管理事務所の住民利用に制限がされるとの話が出ている。施設の名称は公園管理事務所だが、この施設は自治会の会合、学童保育、子供会のお楽しみ会、軽運動など住民の多彩な利用があり、地域に親しまれた施設の一つであって、利用環境を大きく変更する場合には、関係者の協議と合意が不可欠と信ずる。

①過去3年間の利用実態、目的・利用人数を示してほしい。

②町が認定する公的団体の利用以外は制限するという方針か。公園管理に支障のない限り、基本的に町の施設は住民に開放されてしかるべきではないのか。

③利用希望者への周知、協議、同意はいつまでにどのように進める予定か。

大きな5番目でございます。

中学校給食の実施について。

昨年12月議会で、中学校給食の実施を求める請願が全会一致により採択された。ところが町長の施政方針では、中学校給食を実施することを確約せず、中学校給食懇話会、食生活・食育を考える会議を設置して意見交換を実施するとしている。

①中学校給食は実施することをまず明確にしていきたい。

②既に5つの小学校で学校給食を実施しているのだから、その実践を参考にして、施設や什器、人員体制などを関係事務職員により立案させ、素案作成に入るべきではないのか。平成24年度予算で、子供の医療費無料化を一気に中学校卒業までを対象にする考え方の原点は、義務教育期間中への拡大であろう。学校給食もこの考え方に立って進めてほしい。

③住民参加を考えるなら、少なくとも中学校給食実施に賛成する保護者、栄養士、教員、専門的な助言者などを公募を含めて組織する必要がある。中学校給食反対を明言している人物の参加は控えるのが正当だ。

大きな6番目でございます。

消防力の強化について。

消防の広域化が取りざたされている。県内の消防体制を見直すとしていたが、奈良市や生駒市は離脱する方針との報に接した。東日本大震災での公務員や消防職員の活躍に接し、まさかのときの備えとして、国基準を充足するよう努力してほしい。

①香芝広陵消防組合は、消防の広域化に対してどのような対応か。

②国の基準と比較すると香芝広陵消防組合の定員割れが顕著だ。管理者としてしかるべく改善を求める。副管理者とお聞きしております。

消防署数は、国基準が3つに対して現況は2。消防職員数は、国基準が200名に対して現況は108。消防ポンプ車は、国基準が6台に対して現況は5台。これは2009年4月1日、奈良県調べでございます。

以上のとおり、よろしく願いいたします。

平岡町長1回目の答弁

ただいま、八尾議員から6項目にわたって御質問がございました。順を追ってお答えをいたします。

まず初めの馬見北5丁目の地区計画についてでございます。

答弁として、馬見北5丁目地区計画についての御質問ですが、八尾議員には、本地区の地区計画制定に際し、毎回御質問を賜り、制定に対する熱い熱意が伝わっているところで、第1回住民説明会から3年を経過し、地区計画制定に対する住民の合意形成の難しさを痛感しているところで、町としても合意を得るための手法を考え、都市計画審議会委員にも地区計画について深く学んでいただくということで研修をさせていただきました。御理解をいただきたいと思えます。中で①今後の見通しをどのように持っているのかとのことですが、広陵町全体の都市計画を審議していただく都市計画審議会において、本地区の将来の地区のあり方について、3回の研修会等を開催いたしました。研修会は地区計画に精通した大学教授にも御講演をいただき、学んでいただきました。また、本地区の経過を踏まえた案についても、委員から意見をちょうだいし、意見集約をさせていただき、先日の議員全員協議会に御報告の上、議員皆さんに御意見を伺いましたが、長年にわたり議論されている案件であり、この内容で即決をとることはできないとのことでしたが、この地区計画はまちづくりに関する重要な位置づけと考えており、都市計画審議会委員の方や議員皆さんにも広くこの問題を提起し、意見集約をしながら案をまとめていきたいと考えます。地区計画の目的である、将来の見通しなども考え合わせ、皆さん全員が賛成でき、今後も守っていけるような原案を作成したいと思えますので、御協力をお願いします。

その中で、福祉施設地区についての方針のみを望まれており、用途変更する場合は町と協議をするとなっておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

2番目でございます。

奈良県第二浄化センターの汚泥処理についてでございます。

事実経過の説明ですが、今後、下水道の普及がさらに進むことにより、汚泥量も増加していくことになるわけですが、県では、汚泥を周辺環境に優しく、かつ安定的に処理処分するため、長期的な視野に立ってその方法を検討していくことが必要だということで、汚泥の減量や処分のあり方について議論していきたい旨の説明を受けました。その一つの案として、環境への付加が少なく、資源の活用が可能な汚泥炭化施設についても説明があったところです。

2つ目の汚泥の焼却処分は行わないとの協定についてですが、県としても第二浄化セン

ター建設時の周辺地元との協定内容は、十分承知しており、県に対してはセンターの周辺環境に及ぼす影響を十分検証するよう、また地元の意向を踏まえて、県と十分な協議を重ねてまいりたいと存じます。

次、3番でございます。

水道事業の見直しについてのことでございます。3点御質問をいただいています。

その一つ、県営水道への100%移行につきましては、既に平成23年3月に、水道事業懇談会におきまして、今後における水質の一定化と安定供給により、安全な水道水の早期実現を目指して、県営水道への速やかな移行の答申をいただいております。このことから議会にも水道事業懇談会の結果を申し上げ、御協議をいただき、平成24年度予算編成までに結論を出していただくようお願いしたところであります。

水質も年々悪化しており、また自己水源水量も減少している上、浄水場施設も更新時期にあることから、新たな設備投資をしない県営水道に水源を求めることが最善策であることは、御承知のとおりであります。

2番でございます。

御指摘のとおり、県からは、まだ価格の提示は受けていませんが、私も県水道局長にお会いし、早期の決定を要請しております。価格はできるだけ安くという思いは、県水受水エリア市町村すべての願いではありますが、加えて良質な水質の安定供給が最重要課題と考えています。

3つ目でございます。

県水100%に移行後は、現在の浄水場施設は不要となりますので、水道事務は真美ヶ丘配水場及び役場へ移転したいと考えています。償却残は、年次計画を立てて除却し、なお残ります償却残につきましては、資本剰余金で精算してまいりたいと考えています。

4番でございます。

公園管理事務所の施設利用についてでございます。

答弁として、公園管理事務所の施設利用についての御質問ですが、本年3月末日での財団法人広陵町施設管理サービス公社の解散に伴い、町管理として引き継ぐ際に、利用形態を精査をさせていただき、4月からの利用につきましては、町の認める公共公益的利用に限るとさせていただきました。本施設の設置された目的は、御承知のとおり公園の管理事務所及び周辺自治会の活動の場として建設されたものであります。

現在、各自治会に集会所が建設され、見立山公園や西谷公園の管理事務所の利用形態が変わっているのが実情でした。見立山公園は、広陵町シルバー人材センターで子育て支援事業を開催されており、一般の方の使用はしておりません。また、西谷公園事務所の利用ですが、各自治会には集会所が建設されたため、自治会の利用はなく、学童保育も小学校を使用されているため、町事業としての使用はない状況であります。

よって、本施設の建設当初の目的は達成され、管理事務所として維持し、将来は老朽化による撤去も視野に入れ、検討すべきと考えております。

①の質問の過去3年間の施設利用実態は、平成21年度の利用目的として、運動、教室、会合及び活動であり、利用者数は4,434人です。平成22年度の利用目的は、平成21年度と同じで利用者数は5,243人です。平成23年度の利用目的は、平成21年度と同じで、利用者数は5,382人です。

②の質問ですが、基本的に事務所であるため、一般の住民を対象に施設の貸し出しを目的とした建物でないことを御理解願います。

③の質問でございますが、使用者への周知は、施設への掲示により行っており、現在4月からの利用希望者は、町内の貸し出しを目的とした他の施設への申し込みをお願いしております。ただし、周知期間が短いため、代替施設を探す期間や町の団体に加盟する準備期間として、9月末までの使用延長の許可で利用者の方に説明しながら、御理解をいただいているところです。

5番目でございます。

中学校給食の実施についてでございます。

答弁として、中学校給食につきましては、先の山田美津代議員の御質問にお答えしましたとおり、中学校給食実現に向け、食生活・食育を考える会議と中学校給食懇話会を設置して進めているところであり、早期に意見を取りまとめ、他の町にない広陵町として特色ある給食を実施すべく進めております。

なお、食生活・食育を考える会議と中学校給食懇話会の委員につきましては、広い見識のもとに意見をいただける皆さんであると考えております。

会議においては、いろいろな意見をお出しいただいて、議論をしていただくことがよりよい給食とするために必要なことではないかと思っております。

次に、消防力の強化について、2点の御質問でございます。

奈良県の消防広域化の推進については、平成20年3月に奈良県消防広域化推進計画が策定され、県で1消防本部体制を目指すもので、平成21年4月には、市町村、消防機関及び県で構成した奈良県消防広域化協議会が発足し、平成23年4月に総会が開催され、7月には県内に13ある消防本部の管理者、消防機関及び県による小委員会が設置され、広域化に向け、協議が進められておりましたが、平成24年1月に生駒市、続いて会長である奈良市が協議会を脱会したところであります。その理由としましては、広域化後の運営方法や費用負担など大事なことを決めないまま平成25年4月から見切り発車でスタートすることへの疑問、経費負担に見合うメリットが見えない。各消防本部で異なる職員の給与格差の是正や、消防車両や機材整備の問題などを挙げております。

香芝・広陵消防組合といたしましても、広域化に対して財政面でのスケールメリットがあるのか、今後の運営方針が地域の利益につながるのかなど確認が必要であります。詳細がわかり次第、組合議会、また香芝市及び本町議会で御検討をお願いしなければならないと考えております。

なお、消防力の強化につきましては、広域化の問題と切り離して考えることができませ

るので、平成25年4月からの広域化のあり方、方針を見きわめて対応していく必要があると存じます。

以上のとおりでございます。

八尾第1番目の質問の2回目の質問

答弁ありがとうございました。

それでは、第1番目の馬見北5丁目地区計画のことについて、2回目の質問をいたします。

去年の7月17日に原案に対して反対の人と賛成者と話し合いの機会を持つということがありまして、8月中に町原案を示そうと言うてたのが、ほごにされまして、その後ずっと来ていたんですが、今回、都計審の委員さんにも賛否をとってはどうかと、こういうことで2月27日の全員協議会で出されたような結果になったわけです。15名の都計審委員さんのうち、14名の方が出席されまして、それで、もともとの原案に賛成の方が6で、もう少し変えてはどうかという方が6名おられて、その6名の方が選択された中身を見ますと、二戸一集合住宅という選択肢は3名だけで、これはもう数が相当減ったなど。もともと、地区計画の他の南3丁目にしても、南2丁目にしても、南4丁目にしてもそういう集合住宅を建築化というのは入っておりませんので、何も北5丁目が特別なことを言っているわけではない。そういうことが理解されたんじゃないかと思っておりますが、店のことについて、上田部奥鳥井線という、大きな通りに接するところについて、お店が可能にしてはどうかという方が6人あったということはどうするかということで、議会に2月27日に問題を投げかけられたと、こういうことなんです。

議員の反応は、4年間ももんでいて、それを結論、最後のところに持ってきて、30分で結論を出せと言うのかという御意見もありましたし、それから何よりも地区計画というのは、そこに土地をお持ちの方が合意をして、どのようなまちづくりを進めるのかということが根本なのであって、何ほ都計審の委員さんの多数意見であったり、何ほ議員さんの多数意見であったりしても、それをやれば反対者が逆にふえると、こういう構造になるわけです。ですから、答弁書には、皆さん全員が賛成でき、今後も守っていけるような原案を作成したいというふうに書いてありますが、全然見通しのない答弁をしておられるように思いました。

この後、今回の議会の最終日にも、もう一回全員協議会を開いて、議員がどういうふうにか考えるのか聞きたいというようなことを町長は言うておられるようでございますけれども、やはりここは、原則に戻りまして、地権者の多数、特に住民が望んでいることをやっぱり町原案として確認をして公告縦覧をするというふうにしていただく必要があるんじゃないかと。

それで、店のことについて少し申しますと、実は真美北保育園という保育園がございます。ここの南側の土地は、もともと商業施設を建てる土地でございまして、ところがエコ

ール・マミができた関係で、商業施設というよりは、むしろ一戸建てがいいんじゃないかということで公団が判断をされて一戸建てにしたいので、地元自治会に了解をしてくれと、こういうふうになった経過があります。だから、もともと商業施設を建てる土地に、予定どおり商業施設を建てたいということであれば、住民は恐らく反対しなかつただろうと思うんですね。ところが、上田部奥鳥井線の接道部分は、一般住宅用地でございまして、住宅が建つものと。現に建っているわけです。申請から4年たちまして、14軒目の建物が今、そこ建築中でございます。だから実態にもやっぱり合っているということなわけだから、あとは町長がこの原案でいくんだという覚悟さえ決めれば、それで進む話なのではないかというふうに思いますが、この間の全員協議会では、「いや、都市計画上の問題があるんだ」というふうなことを言われたわけです。これは、何も真美ヶ丘の都市計画、あるいは広陵町の都市計画全体をいらう話ではなくて、馬見北5丁目の規制をどういうふうにするのかということを考える手続なわけですから、問題を、焦点をぼかして、ほかに拡大するというようなことはやっぱりやめにしていただきたいと、こういうふうに思うんですが、今、私が申し上げたことについて、どのように対応いただけますか。

平岡町長 2 回目の答弁

八尾議員の質問にお答えしたいと思います。

基本的には、もう煮詰まっているから町長一人決断をなさいと、このようにいつも迫られておられます。私は、一人決めるものではありません。私一人、町行政をやっているではありません。基本的には、万機公論なんです。都市計画の審議会の意見の人たちの声も聞かせていただく。その多数決で決めるものではありません。その人たちの意見を聞かせていただいて、意見を集約して、議員の皆さんにも、その集約を参考にして、そして意見集約をさせていただきますと、このように言っているんです。私一人決める問題ではないと思います。

そこで、都市計画のことを申し上げました。基本的には、住民の86%の意見集約が、それは基本でございます。あそこで言うA案でございます。A案基本で、この上田部奥鳥井線の20メートル路線のところについては、都市計画上、大きな道路ですと。その場合は、商業ができる場所ですかということをお問うただけでございまして、その点、「いや、ここは住宅でよろしい」と、そうであればそれでいいんです。後々これから他の地区に影響しますので、皆さんにそのことを申し添えて、そしてお答えをお出しいただきたい。そのように思っています。

基本的には、大体まとまっているようでございますので、この全員協議会、最終日になりますが、どうぞ議員さん、全員御出席をいただいて、御意見を集約を多数決で決めるものではありません。議員さんの声を聞かせていただきながら、そして町案を決定をしたいと思っております。ですから、これは万機公論であります。私一人が決めるものではないということをお最後まで強調しているところでございます。

八尾 3 回目の質問

万機公論といったら明治維新の話ですが、最近その時代のことがはやってますけれども、心配するのは、その都計審の委員のアンケートの結果、それから議員のところ、今度3月9日にとられるようにしているその結果、だからそれで町のA案ですね、いわゆる、住民の多数が望んでいる案と違うのが出てきた場合に収拾がとれるのかどうか、言い切れるものがあるのかどうか、そういうことになるんじゃないかと思います。

馬見南3丁目で、既にきょねん4月から地区計画で言うと始まっているわけですね。始まる前にこういう議論があるんだったら、私まだわかるんですけどもね。同じことを言っているわけです。馬見南2丁目の計画をいただきましたら、もともと商業施設を建てる予定のところ、商業施設を建てたいという、そういう地区計画になっておりました。それは、住民の皆さんはそれでいいのだというふうに言っておられるわけですから、それで結構だと思うんです。だから、5丁目にもし商業施設を建てる必要があるんだということを地権者の方が思っておられるんだったら、いわゆる北5丁目の3街区を予定どおり、商業施設を建てる土地だというふうにされたらよかったのではないかな。よく言われるのは、上田部奥鳥井線の北側ですね、あそこ北4丁目でございますが、ここは接道部分に大変たくさんさんの商業施設、お店があるわけです。北4丁目には商業施設の用地は、もともとないわけですから、あそこには。だから、地元の方が、どういうやりとりをされたか、詳細まで私存じませんが、自治会も関与されて進めておられるんだろうというふうに思っているわけです。だから、もう最後なわけですから、かえってA案と違うような結論が議会の多数意見になってしまったというふうにやったら、逆に収拾がつかなくなるんじゃないかと、私心配しますけれども大丈夫なんですか。そういう場合であっても、ちゃんと帯同に沿って、町原案はちゃんとA案ということで決めていただけるんですか。

平岡町長 3 回目の答弁

3月9日、八尾議員はどうぞ、その議会の全員協議会でしっかりと議員さんに御発言をいただいて、一人でも賛同を得られるように頑張ってくださいたら結構かと思います。私は、その最終の御意見、そこでまとまりようがなかったら、次に持ち越すことになります。しかし、そこでまとまれば、大方の人たちがA案で固まるようだったら、私は決断します。お願いします。

八尾 2 番目の質問の 2 回目の質問

町長の責任ということをもう一回、私考えざるを得ませんけれども、ここまで来ているわけですから、やはり事務方の意見、それから関係者の意見を総合的に勘案して、最も収まりのあるところへ導きいただくのが筋かと思います。私も、では3月9日、きちんと説明をして頑張りますけれども、町長も頑張ってくださいようによろしくお願いします。

第二浄化センターの問題にいきます。

さらっとしか答弁がありませんのですが、実はこの話が伝わったのは、町からこういう話を聞いたんじゃないくて、他の町の農業を営んでおられる方々の横の連絡でどうも伝わったようであります。「おまえのところ、聞いておるか」と、こういう話ですね。広陵町では、大場と萱野と沢がその対象ですし、それから三宅の小柳ですか、それから河合の長楽、川西の保田という、ここの大字が関与されているというふう聞いております。私、当時のことも知っておられる方がおられないかと思って、いろいろ訪ねてみましたら、当時の区の役員をしておられる方がおられまして、奥田知事とひざ詰め談判をした覚えがあると。ここでは、もう焼却はやらないということを知事が言われたので、「わかった」ということで、ここに浄化センターを設置するということはいこうやないかという、こういうふうになったそうであります。これが第二浄化センターのパンフレットが、今ここに持ってきております。ここに計画人口が51万人で1日の処理量が39万立方メートルというふううたってあるわけです。これは、協定書の中にこの浄化センターで処理できる上限であるということの裏づけがあって、こういうことに書かれておるといふふうに、私はお聞きしたんですけれどもね、事実ですか。

植村事業部長の2回目の答弁

その計画書については、私ちょっと今見ておりませんので、その水量についてはそのとおりだと思います。このお話が県からあったということですが、これは広陵町を含む4町の町で、協定が結ばれております。広陵町においては、萱野、沢、大場3地区が結ばれております。これは昭和53年に協定が結ばれております。協定については、地元と奈良県知事と、広陵町の立場としては立会者となっております。やはり、これは地元の声的大事となっております。以上でございます。

八尾3回目の質問

下水道の事業は、御存じのように大変お金のかかる仕事でありまして、経費の軽減化を図らなければいかんという側面もやっぱりありますから、それは県と町がよく事務方で調整していただく必要があると思うんですが、今回起きた問題で言うと、よその町では、大字の役員さんがちゃんと町から聞いて知っていたわけですよ。でも広陵町の大字の役員さんは知らなかったというわけですね。「あんた聞いてないのか」と、こんな話になっていると。もう少し風通しをよくしてもらうか、何か取り組んでもらわないと、どこでどんな話になっているのかわからないと。私が来る広陵町の町民になる、はるかかなり前の話だから当時のことをいろいろ言われるわけですよ。勝手にするなど、わしらがあれだけ頑張って今の形におさめたんだという思いを言っていた方も多いのでね、定期協議だとか、それから区長自治会長会とか、いろんなどころがあると思うんですけれどもね、こういう問題について、どこまでどういうふうにお知らせするのかという点もあるかと思うんですけれ

ども、もう少し風通しをよくするというのを、ちょっと約束をしてもらいたいし、それから、ここではっきりしておかないといけないのは、地元の方が地元の大字が「うん」と言わない限りあきませんよということを明言してください。

平岡町長 3 回目の答弁

なかなか厳しいことをおっしゃってますが、実は説明に来られたのは、県の下水道課長、そして2つ浄化センターがありますが、郡山と広陵にある浄化センターの所長、3人見えました。その際、我々三役と担当部長、課長が同席をして聞かせていただきました。そのときの説明は、今こういうことを我々考えているんだと、公表したくない、考えているということでした。そのことは、我々はもう既にそんなことを考えているという情報は我々は先に知っていました。知っていましたが、来られました。地元とは、よく説明もし、協議をしていきたいと、そんなことをおっしゃっておられました。私は、このことを聞きましたので、早速地元の協定大字、奥田知事と契約をしている協定大字と沢、萱野、大場、この大字の区長さんには、こうして来られた、こんなことを考えておられるということもお話をしました。説明はしています。あったことはきっちり説明してます。特に大場は、県会議員が区長です。「おれ、知らんのに」というふうなこともありました。早速あの人は担当課長を呼んで聞かれたと思います。より詳しく、我々よりも詳しく知っておられると思いますが、一応説明はしております。協定大字の書類を今、担当部長はそろえてくれましたが、みんな奥田知事との協定の仕方は違います。今わかりました。それぞれ結んでいる協定内容が違います。厳しいところも、優しいところもあります。ですから、一概に地元は反対しているからどうやと、そういうことは言えないと思います。それとは違うんですから。違います。河合とか、そちらのほうがむしろ厳しいおきてになっていると思います。協定になっているのではないかと思います。ですから、今、あくまでも考えている。こんなことを公表していないということもおっしゃって、我々に、「ああそうか、そんなことを考えてはるねんな」という程度でございます。しかし、今の実態は、あそこの汚泥を町内のルートを通して、ケーキを御所のほうに持っているんですね。その車が通るので臭いとかいっぱい苦情はあるんです。我々には、そういう苦情はあります。あそこで処理されたら、その苦情はなくなるというのもあります。ですから、どんな処理の仕方をするのか、第一はあそこで処理しているんですね。第一はケーキ処理しています。今では、何の苦情もないというふうなこともおっしゃっておられました。第二は、地元としない協定を結んでいるのでということございまして、今度はもっと高級処理をして、当時としては処理の仕方については問題があったと、今度はもっと高級処理をするので、問題はない。それで捨て場も、実はもう問題ですということでした。ですから、そうせざるを得ないというようなことを担当課長が考えている構想でございまして、我々は地元にはそのことを特に説明をしておりますので、御心配なくしていただきたいと思います。

八尾 3 番目の質問の 2 回目の質問

本当にびっくりした話です。最終処分場も御所の重販ですか、持ち込んでおられるということが、そろそろ処分場の上限に達しようかというような状況だということだから、これはもう関係者の協議と合意によって、解決が図られるべきだと。ただ、私が心配するのは、地元を無視して勝手に進めたらあきませんよと、そのことだけは言うておかないとあきませんので、手を振っておられますから、信用しておきます。

水道事業のところにいきます。

町の立案をした平成24年度の上水道のほうの予算と、私たち議会がまとめた最終報告書の中身が明確に違ってしまいました。このことについて、値段も決まっていけないのに、価格を改定するという値段も決まっていけないというのに、買うということだけ先に言うて、値段は後から決めようかと、こういうのは果たして交渉になるのかと、こういうことがやっぱりあります。

特に、この報告書ですね、2月27日冒頭で言うていただいた報告書ですが、こういうふうに言っています。奈良県は12月に県域水道ビジョンを公表して、大滝ダムの供用開始により、水源確保できるとして、確保した水源の有効利用と効率化が課題とし、市町村に県水を積極的に販売しようとしている。確かに水道事業の健全な継続を考えると、水源の有効利用や水道施設の更新、耐震化問題などの観点での費用分析や検証は欠かすことができないのは言うまでもない。しかし、だからといって、市町村水道が県営水道に100%依存を迫られることにはならない。高くて住民の負担が確実にふえる県営水道料金の引き下げ努力が求められることや、契約水量制の実施で使ってもいない水道料金の支払いを求める県営水道事業のあり方を改善することが先決ではないだろうかというのが、議会の見解であります。ですから、水道事業の予算がどういうふうに議論になるかはわかりませんが、やっぱり自己水の確保ということをもっと真剣に考えるべきじゃないかと、私は思います。今回の東日本大震災のときでも復旧が早かったのは、いわば軽水道なのか、簡易水道をお持ちの自治体は水の復旧が一番早かったようです。だから、どこか町内でふさわしいところをやっぱり確保しておくことをやらないとまずいんじゃないかと。全部県にもう任せますよと、こういうやり方というのは非常に危険なんじゃないかと。値段が幾らになるかわからないと言いますけれども、水道料金を引き下げをしたときに決算書を詳細に検討しましたが、あつとき2億5,000万円の黒字だったわけです、貯えがあったわけです。今これをやると、高い水道料金、県水を確保したら、どんどんどんどんこれ、食いつぶしていきますよ。一番心配したのが、職員さんの問題。11人いるうち、3年間で6人やめはるというわけ。

私、ここに昭和52年広陵町が作成した人口5万人に対応する水道事業整備計画なんていうものを前任の議員から預かってます。町長さん、岡本盛蔵さんという方がつくられた方ですね。5万人の人口になるんだそうです、このときの計画ではね。途中で見直しもされているから、私、詳しい経過はわからないんですけども、このときには安全でおいしい水を低廉で安く提供するというのが、水道事業の目的だということでブレンドすること

の意味をちゃんと説いておられます。水道事業について、職員の配置をするということは、そこでちゃんとした水を提供することについて、責任の持てる体制をきちんと構築をするということだったと思いますけれども、今はもう風前のともしびのようで非常に不安があるんですけれどもね。これ、もう本当に県水100%にしていいいんですか、大丈夫なんですか。これで、まさかのときに対応できるんですか。

川口水道局長の2回目の答弁

ただいま、自己水の確保ということで御質問でございますが、自己水を確保できれば一番いいわけなんですけれども、ただ、広陵町の地下水の水質は、いわゆる硬度が高いというもので、硬度を取り除かなければならないということで、いわゆる硬水から軟水に転換しなければならないといったことで、かなり費用のほうはかかるということになるわけです。イニシャルコスト、またランニングコストともかかるわけでございますので、県水との単価等を比べたら、当然、県水のほうが安く上がるというようになるわけでございます。

それと、自己水の井戸の確保ということでございますが、深井戸でございますので、一部分だけ確保するというのは非常に難しいというふうに思っております。それと県水の料金でございますけれども、今は140円ということでございますけれども、今後、他の市町村においては、更新の時期も迎えるということもございまして、なかなか今後、県水のほうに転換されるということも十分考えていかなければならないのかなというふうに思うわけでございますので、今、自己水を確保するための投資は必要かどうか、この辺は慎重にならざるを得ないというふうに思います。

八尾3回目の質問

慎重にならざるを得ないというのは、そういうのはしないという議会答弁ですね、局長ね。もうはっきり言われたらどうですか。だけど、そんなことでは収まりつかんと思いますね。実は、この間の水道の特別委員会で奈良県水道局が作成された財政シミュレーションについてという、こういう資料をいただきました。私、日付を見てびっくりしまして、平成22年11月9日って書いてあるんですよ。これ、23年の11月9日と違うのかと言うて思ったら、22年11月9日なんですね。これ、つくっていたんですけれども、どうして水道の特別委員会に提示してこられなかったんですか。申しわけないけれども、当時水道局長だった、松井部長、ちょっと回答してください。こういうのはね、やっぱり議会との信頼関係を損なうと思います。こういうのは、どういう経過なんですか。

松井前水道局長の3回目の答弁

そのシミュレーションの部分ですけれども、一応県の水道のほうで広陵町をモデルとして試算させてほしいということで、県のほうで作成されたものでございます。特に今おっしゃっている、その日付の問題なんですけれども、平成22年の11月といいますのは、そ

の平成22年の9月から特に県水の値下げ、または県水に切りかえというときの一番盛んな、県が言うてきて盛んな時期でございます。そのシミュレーションの内容につきましても、県が広陵町の自己水をやめて県水一本に切りかえるための、そのシミュレーションという形で作成したものでございますので、あのときはまだ県水100%にするか、また自己水をどうするかという形でそれぞれ懇談会、または検討委員会で検討していただいている最中の部分でしたので、あえてその県水100%を見込んだ資料というものでしたので出してない。

それと、そのシミュレーションの根拠の数字というのが、県が見て作成したものですので、あのときに自己水を改善するというので幾らかの試算も町のほうでやっておりましたが、その部分とかなりかけ離れた数字が出ていたということもありまして、あえて逆に提出をしなかったというちょっと経緯がございます。その辺につきましても、私独自の判断で、そういう状態の中で、あえて100%の数字を出すということを差し控えたということで御理解をいただきたいと思っております。

八尾4回目の質問

よくわかりました。だから、結局、県がこのときにやろうとしていたのは、この際、広陵町に県水100%にしてもらおうと思って、猛烈にアタックしていたという、こういうことでしょう、簡単に言ったら。それで、浄水施設が古くなったし、職員の数もそうなったしと、こういうようなことを見据えてやってきたわけだから、我々がやっぱり一番心配していた大滝ダムのことについても、220億円が3700億円に膨大な量に、金額に膨らんでいると。最終の精算をどうするのかと、非常に不安があるというのは今も当然出てきてますけれどもね、余計な負担を住民にかけることのないようにやっぱり町がしかるべき自力でやれるところはやるということがなかったらあかんのじゃないかと。県水100%のことについて、香芝の上下水道部にも視察研修行かせていただきましたけれども、広陵町で起きている問題とやっぱり同じような問題もやっぱりあって、県水100%にしたらすべてが解決するというわけじゃないので、その点はやっぱり考えどころだと思います。

お願いしたいのは、こういう問題は、双方が思っているだけではなくて、町、理事者と議会のところがどういう点が大事なのかと、この点はどうなんだという、このやりとりがちょっとこの1年間途絶えていたようにも思いますので、その点、今後情報だとか、いろんな考え方とかということを引きちんともう出していただくということをちょっと約束してください。

山村副町長の4回目の答弁

情報を共有するという事は、本当にこれは理事者側、議会側、当然必要でございますので、こちらが得ました情報を適時適切に出させていただきますように議論をしっかりとできるように努めてまいりたいと思っております。

八尾4番目の質問の2回目の質問

ぜひ、その点で努力をお願いしたいと思います。

公園管理事務所のことについて申し上げます。

答弁を見まして、私、やっぱりびっくりしましたね。1年間で4,000人から5,000人の利用者があるという、こういう答弁になっておりました。利用者の方から御相談がありまして、私びっくりして都市整備課に寄せていただいて、お話を伺いました。課長から詳しいお話も伺いましたけれども、感じるのは、例えば、当初は自治会の会合にも使ってもらっていたと。真美ヶ丘体育館もなかったし、集会所もなくて、北5丁目の自治会、最初の役員会は自治会の会長さんのおうちを使わせていただいてやりました。それで何とかかならんのかというのがあって、公園の管理事務所って、名前はちょっと違うんだけど、自治会にも使っていたら結構やというので、ありがたく使わせていただいたと、こういう経過を思い出しました。だから、町の施設なのだから、本来、公園の管理事務所という目的がはっきりした建物ですけれども、支障がないのであれば、住民に開放していただくのはいいんじゃないかと、非常に素朴なことを言っているだけなんです。だから、本来の目的と違うやり方でもあるでしょ。そういうことを言っているんでね、その点、何か老朽化があったら、もう壊してしまうようなことまで言うておられるので、本当にちょっと寂しい気がしますけれども、もう少し地域の方の要望なども聞いて、有効活用ということを考えられたらどうかなと思うんですけれども、そういう視点はないんですか。

植村事務局長の2回目の答弁

サービス公社から広陵町の都市整備課、公園管理のほうに移ったということは八尾議員さんにも御理解をいただいていると思っております。

これは、実際のところ、使われている団体から町のほうに要望がございました。お話もさせていただき、9月まで使っていただけるように配慮させていただき、御理解をいただいで喜んでいただいております。ただ、この利用に関しては、町のほうで内容を精査したら、町外の方とかも使っておられたというところから、何かを利用形態をきちっとせないかんというところで、町の加盟する団体とか、そういうことに限らせていただきました。それは御理解をいただけたと思います。ただ、その加盟されていない方が利用できないということになっておりましたので、それは何らかの形で町の団体に加盟していただけるよいうにということの検討も町の教育委員会のほうとも協議しながら、どこかの団体に加盟していただくと。住民の方に利用していただけるように配慮しております。よろしく申し上げます。

八尾5番目質問の2回目の質問

理解していただいたと、勝手に八尾が理解したと決めつけないでいただきたい。お話を伺

ただけです。だから、半年ありますから、この後十分に協議していただくということをお願いしたいと思います。

中学校給食の問題にいけますが、先ほどの山田美津代議員と同じテーマで質問をさせていただきます。

町長の答弁では、中学校給食は実現を目指してということであるか、こう言われましたが、実施を前提にしたお話ですか。では、いつからやるということであるか、お答えください。

平岡町長 2 回目の答弁

できれば、新年度で検討をしていただいて、早い結論をいただければ、すぐに議会にお願いして予算を組んでいくという、そういう形になると思います。基本的には、この協議が早くスムーズに進む、そして多くの検討委員さん、議会の議員さんも一緒にいろんな施設を見ていただいてお答えをお出しいただきたいのであります。

八尾 3 回目の質問

前向きな答弁でよかったと思います。

それで、私が心配するのは、③のところ、たしか11月24日ですか、私と山田美津代議員が町長室に伺って、この給食の問題についてお話したときに、町長のほうから8人のPTAの会長さんが来られて、個別に聞いたら、そのうち7人は私中学校の給食反対なんですというふうに言うたぞと言うて、これ町長が言いはったんですよ。私らが言ったのではない、町長が言いはってん、ええっとか言って。その方は、懇話会の中に何人入っておられるんですか。そんな方が入っておられて、中学校給食できませんよ。やっぱりやることに賛成だという人をね、熱を持った、情熱を込めてやろうやないかという人に集まってもらわなかったらできませんよ。そのことを言っているんです。その心配をしているんです。どうですか。

平岡町長の 3 回目の答弁

いろんな御意見をいただきます。我が子について、自分のお母さんがつくった食事しか、この子は食べませんという意思表示でございますので、全体の公共施設の中学校給食なら、全体の方式に従ってもらわなければいかんわけですが、しかし、そのお母さんはそのようにおっしゃっているわけで、わかりますか。全部反対ですよとは違います。自分の子のことを言うはります。たまたまその人がPTAの会長になっている人もあるわけなんです。わかりますか。全体として、きのうも私、式下中学の校長に聞きました。「食事はどうですか」と。「いや、全部食べてもらわないけません、完食です、完食せないかん、食べ残しだめです」とおっしゃってました。完食です。そして給食時間は、大方1時間ぐらひは持ちますと。先生の過大な負担になります。そしてスポーツしている人は大丈夫ですか、何か八百

何カロリーかおっしゃっていましたが、「これだけカロリーあったら、スポーツできますと、弁当持ってきてません」と、余分な弁当をね。そんなことを校長は言っていたが、いろんな話を聞かせていただいて、そんな委員さんが心を変えてくれる場合もありますやないか。反対の人がいはるから、物事は進まないということではないわけです。いろんな人がいててもらわないと、賛成ばかり集めていたら、何してますかとまた反対の議員からやられます。だから、いろんな人がいはってこそ、さっき言いました万機公論です。

八尾6番目の質問の2回目の質問

今の町長の答弁は、はっきり言って詭弁です。やることを前提にして、どのような中学校給食をするのか、それを検討してくれと、こういうふうにはやらなければいけませんね。だから、今5つの小学校でノウハウを持ってわけですから、そのための調査の費用だとか、あるいは什器だとかいろんなことをちゃんと計算をして、その委員会にきちんと出して、こういう方向でしたいと思うがどうだろうか、こういうふうにはやってもらわないといかんということを指摘しておきます。

最後に消防力の強化であります。

消防職員、これ半分なんですけれどもね。本当に心配しているわけです。これ、たしか町長、副責任者ですね。香芝消防組合、副管理者と言うんですか、済みません。たしか山田光春議員は議会の議長ということで、広陵町はなかなか重たい責任があります。だから、こういうまさかのときは、やっぱりみんなで考えるようなことになりましたので、これどうする予定ですか。ちゃんとふやせということ言うんですか。広域化になるから、広域化のほうに全部なだれ込んじゃってしてしまうのか。奈良市、生駒がさよならしたのは、自分のところにメリットがないからでしょ。そういうふうになっているのに、情勢判断として、今の見解で正しいというふうには言い切れるのかどうか。どういうふうにされるおつもりなのか、最後に伺いたい。

平岡町長2回目の答弁

せんだっての消防議会でも、市長、管理者であります、この経過をる説明をいただいたところでございます。議員さんからも厳しい質問がありました。全体の流れを見守るといって、今詳しい数値が出ていないという結論なんです、中にはこんな質問がありました。香芝・広陵消防組合に就職なさった人に、香芝・広陵の地域だけに消防活動できると思って入っておられるのに、ちゃんとあなたは十津川行かなあかん、奈良市に行かなあかんということを説明しているのかと。当初、そんな説明をして雇用しているのかと、こんな質問までありましたが、何かそれには、基本的には幹部だけ当面は動く。消防人は何年後にしか動かないとかね、そんな答弁をされておりましたが、私そのような会議には行っておりませんので、詳しい答えはできませんが、基本はやっぱり合併しよう、広域化しよう

うと、これが大前提なんですね。これはいいことなんです。ただ、町村ごとに得か損か考えたら、消防力の充実したやっぱり奈良、生駒はこれはもう損やと。不足している町に補わなあかと、そういう判断を私したと思います。消防本部ももう奈良に置かないから、今度橿原市に置くということにまで変わっているんです。橿原市に消防本部を置いて、どうするかということが細かい数値を出されます。財政的な数値も負担の割合ももうすぐ出てまいります。その際に、皆さん方にお諮りをしたいと思います。詳しい数字が出たときにお諮りして、このまま入るのかどうか、いや、総務部分だけ入る、デジタル無線のだけ入るとか、またいろいろあるようでございます。その都度、詳しい資料をお示しして御協議をして、御決定をいただきたい。そのようになります。

議長

以上で、八尾君の一般質問は終了しました。